

令和 7 年 1 0 月 7 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 (282014)	
地域名 (地域内農業集落名)	飾東町庄 (庄)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月6日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内の農地の多くは、農地一筆ごとの形状が不整形で傾斜であり農業機械の進入路が確保できず保全管理地が多くなっている。農業機械を使用することが可能な農地では水稻の作付けが行われており、今後、作業効率が低い農地を安定して維持管理していくことが課題となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業機械を使用して水稻など耕作可能な農地は継続して利用していき、傾斜地にある不整形な農地については保全管理の省力化にむけた方策を検討し、住環境の悪化を招かぬように努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内の農地において集約可能な農地を農業者に集積する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
必要となれば農地中間管理機構を利用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業を実施する予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農地を有効に利用できる農業者が現れた場合には協力していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
随時、農業振興支援に関する情報収集を図り、活用を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】
③スマート農業について、導入効果や費用対効果などを検証していく。